

「東御市男女共同参画推進条例」素案に寄せられたご意見と市の考え方
(パブリックコメント募集の結果)

1 募集期間

平成 21 年 9 月 15 日 (火) ～ 10 月 15 日 (木)

2 応募状況

(1) 応募者数 2 名

(2) ご意見数 4 件

3 男女共同参画推進条例素案に寄せられたご意見と市の考え方

ご意見	市の考え方
前文	
今までの世界的な流れや女性の問題点や経済状況などを踏まえ、そして、東御市の特徴などを取り上げて、だからこのような条例を作りますという、市民へ訴える熱意が表現されていないと感じました(長野県・上田市・池田町などはよく表現されています。) また、「…共同社会の実現を市の重要課題の一つに掲げ…」と述べてあり、この点は良かったです。	前文は、条例制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合におかれることがあります。第 1 条に目的規定が置かれておりますので必ずしも置かなくてもよいという考え方もあります。東御市では、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、市民の皆さんの男女共同参画推進の重要性に対する理解を深めていただくために簡潔な前文を置くものとししました。 なお、市の熱意は、「…共同社会の実現を市の重要課題の一つに掲げ…」の文言で表現しました。
第3条 基本理念 (7)	
「妊娠及び出産という女性の身体的…」に「その他」を加えて「妊娠及び出産やその他女性の身体的…」とし、妊娠や出産だけでなく女性のその他の身体的特質にも配慮していただきたい。	本条文では「妊娠及び出産」に象徴される母性保護について、「その他女性の身体的特質」の考慮を含めた「男女が共に生涯にわたり健康な生活」について規定しています。「その他」は、後半の条文に含まれているとご理解ください。
第6条 地域団体の責務	
体制づくりと環境整備を、もう少しわかり易く明解な文章表現はないものでしょうか。	細部に及びすぎる表現は内容を一部に限定しその結果規定内容の不備が生じることが考えられますので、ご意見は基本計画に反映するよう努めます。 なお、理解しやすいパンフレット等を作成してまいりたいと考えます。
第7条 事業者の責務	
「男女共同参画推進の取り組み状況について、市の求めに応じて報告するものとする。」を追加していただきたいです。	男女共同参画の推進に当たっては、事業者の取り組みは重要な課題です。ご意見は基本計画の策定に合わせ検討を進めます。